地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査の概要
（平成28年4月1日現在）

【臨時・非常勤職員数】
Ｐ１　……　１－１．総数（任用根拠別・勤務時間別）
Ｐ２　……　１－２．性別
Ｐ２　……　１－３．代表的な職種別（勤務時間別）
Ｐ３　……　１－４．団体区分別（任用根拠別）
Ｐ３　……　１－５．団体区分別（代表的な職種別）
【報酬】
Ｐ４　……　２－１．報酬の状況
【フォローアップ調査】
Ｐ５　……　３－１．任用根拠の見直し
Ｐ７　……　３－２．任期付職員制度の活用
Ｐ９　……　３－３．採用時の勤務条件等の明示
Ｐ10　……　３－４．いわゆる空白期間の設定の見直し
Ｐ11　……　３－５．再度任用時の応募制限の見直し
Ｐ12　……　３－６．時間外勤務手当相当額の報酬の支給に関する規定の整備
Ｐ13　……　３－７．通勤費用相当額の費用弁償の支給に関する規定の整備
Ｐ14　……　３－８．国の非常勤職員との権衡等を考慮した休暇・休業の設定
Ｐ15　……　３－９．社会保険及び労働保険の適用

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査 （概要）①

○　これまで平成１７年、２０年、２４年に実態調査を実施。今般、平成28年4月1日現在で、平成26年７月の総務省通知※のフォローアップを含めた実態調査を実施。

※ 平成26年7月4日付総行公第59号「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」

【対象団体】都道府県、指定都市、市区町村等（一部事務組合等を含む）
【対象職員】任用期間が6か月以上又は6か月以上となることが明らかであり、かつ1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上の職員

１－１．臨時・非常勤職員の総数（任用根拠別・勤務時間別）

○　臨時・非常勤職員の数は、全国で約６４万人。平成２４年から約４万４千人増加。

▶ 任用根拠別では、特別職非常勤職員から一般職非常勤職員への移行等に伴い、特別職が約１万人減少する一方、一般職は約４万人増加。

▶ 勤務時間別では、フルタイム約２０万人(31.5%)、フルタイムの４分の３超約２１万人(31.9%)、フルタイムの４分の３以下約２４万人(36.6%)。

（単位：人）

区分		計				（参考）平成２４年との比較	
			フルタイム	３／４超※4	３／４以下※5	増減数	増減割合
総　数		643,131	202,764	205,118	235,249	44,154	7.4%
任用根拠別	特別職非常勤職員※1	215,800	18,495	93,870	103,435	▲10,804	▲4.8%
	一般職非常勤職員※2	167,033	31,599	66,542	68,892	39,643	31.1%
	臨時的任用職員※3	260,298	152,670	44,706	62,922	15,315	6.3%

※1　地方公務員法第３条第３項第３号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者
※2　一般職として期限付任用されている者（一般的に地方公務員法第１７条に基づく任用とされている者）
※3　地方公務員法第２２条第２項又は第５項に基づき臨時的任用されている者
※4　1週間あたりの勤務時間が常勤職員の４分の３を超え、かつ、フルタイム未満の者
※5　1週間あたりの勤務時間が常勤職員の４分の３以下の者
※6　H24調査結果については、計上誤りを修正した数値を用いている。

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査（概要）②

１－２．性別

○　臨時・非常勤職員の全体の約４分の３を女性が占めている。

女性　４８１，５９６人（７４．９％）　　男性　１６１，５３５人（２５．１％）

１－３．代表的な職種別（勤務時間別）

○　代表的な職種別では、事務補助職員が約１０万人と最も多く、次いで教員・講師が約９万人、保育所保育士が約６万人、給食調理員が約４万人と続いて多い職種となっている。

（単位：人）

区分	計				構成比
		フルタイム	３／４超	３／４以下	
事務補助職員	100,892	36,770	31,066	33,056	15.7%
教員・講師	92,494	53,580	13,761	25,153	14.4%
（義務教）	(59,161)	(32,300)	(9,329)	(17,532)	(9.2%)
（義務教以外）	(33,333)	(21,280)	(4,432)	(7,621)	(5.2%)
保育所保育士	63,267	25,112	20,735	17,420	9.8%
給食調理員	37,985	11,238	12,890	13,857	5.9%
図書館職員	16,484	3,507	6,340	6,637	2.6%
看護師	16,167	4,581	6,703	4,883	2.5%
清掃作業員	7,541	3,305	2,472	1,764	1.2%
消費生活相談員	2,203	212	952	1,039	0.3%

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査 （概要）③

１－４． 団体区分別（任用根拠別）

○ 団体区分別では、市区が約３６万人と最も多く、次いで都道府県、町村、指定都市の順となっている。
指定都市は、保育所の民営化、病院の独法化、特別支援学校の移管等により減少となっている。

（単位：人）

区分	計				（参考）平成２４年との比較	
		特別職非常勤職員	一般職非常勤職員	臨時的任用職員	増減数	増減割合
都道府県	138,393	54,003	30,547	53,843	11,806	9.3%
指定都市	58,046	39,789	3,966	14,291	▲ 3,029	▲ 4.6%
市区	356,789	108,754	104,021	144,014	24,408	7.3%
町村	73,499	10,491	22,314	40,694	9,486	14.8%

１－５． 団体区分別（代表的な職種別）

○ 「事務補助職員」はいずれの団体区分においても多く見られる一方、都道府県では「教員・講師」、
指定都市・市区・町村では「保育所保育士」及び「給食調理員」が多くなっている。

（単位：人）

区分	事務補助職員	保育所保育士	教員・講師（義務教）	給食調理員	教員・講師（義務教以外）	図書館職員	看護師	清掃作業員	消費生活相談員
都道府県	17,078	6	30,637	1,595	20,239	1,089	2,792	184	520
指定都市	7,107	5,615	5,068	3,404	2,099	1,282	1,034	573	172
市区	62,170	46,731	18,155	25,128	8,776	11,824	9,190	4,653	1,385
町村	11,348	10,843	5,245	6,952	2,192	2,271	1,493	1,502	98

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査 （概要）④

２－１． 報酬の状況

（１）事務補助職員

（単位：団体数、円）

任用根拠	任用団体数	報酬の基本額						（参考）平均額※
		800円以下	800円超 900円以下	900円超 1,000円以下	1,000円超 1,100円以下	1,100円超 1,200円以下	1,200円超	
特別職非常勤職員	292	20	44	61	50	43	74	1,080
一般職非常勤職員	524	110	186	125	42	30	31	919
臨時的任用職員	1,221	395	595	196	19	13	3	845

※「平均額」は、該当団体数の単純平均値（以下同じ）

（２）教員・講師（義務教）

（単位：団体数、円）

任用根拠	任用団体数	報酬の基本額						（参考）平均額※
		1,000円以下	1,000円超 1,300円以下	1,300円超 1,600円以下	1,600円超 1,900円以下	1,900円超 2,200円以下	2,200円超	
特別職非常勤職員	482	33	105	61	118	96	69	1,699
一般職非常勤職員	337	79	122	56	24	33	23	1,385
臨時的任用職員	561	194	216	81	29	26	15	1,218

（３）保育所保育士

（単位：団体数、円）

任用根拠	任用団体数	報酬の基本額						（参考）平均額※
		800円以下	800円超 900円以下	900円超 1,000円以下	1,000円超 1,100円以下	1,100円超 1,200円以下	1,200円超	
特別職非常勤職員	264	1	6	39	69	47	102	1,195
一般職非常勤職員	467	8	47	144	131	75	62	1,055
臨時的任用職員	950	20	128	388	251	126	37	1,004

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査 （概要）⑤

平成26年通知を踏まえたフォローアップ調査結果

３－１．任用根拠の見直し

（１）特別職非常勤職員から一般職非常勤職員への移行

○　都道府県・指定都市では、改善の動きが徐々に拡大。一方、その他の市町村では、過半が検討自体行っていない状況。

【平成２６年通知（抄）】

・　特別職の非常勤職員については、職務の内容が補助的・定型的であったり、一般職の職員と同一と認められるような職や勤務管理や業務遂行方法において労働者性の高い職については、本来、一般職として任用されるべきであり、特別職として任用することは避けるべきである。

（単位：団体数）

区分	任用あり (d+e+g)		従前より通知に沿って対応済 a		通知後に見直しを実施済 b		今後予定あり c		合計 d=(a+b+c)		検討中 e		予定なし g	
都道府県（47）	46	100.0%	10	21.7%	4	8.7%	1	2.2%	15	32.6%	13	28.3%	18	39.1%
指定都市（20）	20	100.0%	7	35.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	35.0%	7	35.0%	6	30.0%
市区（792）	656	100.0%	178	27.1%	16	2.4%	6	0.9%	200	30.5%	103	15.7%	353	53.8%
町村（923）	443	100.0%	92	20.8%	9	2.0%	4	0.9%	105	23.7%	62	14.0%	276	62.3%
合計	1,165	100.0%	287	24.6%	29	2.5%	11	0.9%	327	28.1%	185	15.9%	653	56.1%

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査結果（概要）⑥

（２）臨時的任用職員から一般職非常勤職員への移行

○　臨時的任用職員から一般職非常勤職員への移行についても、（１）の特別職非常勤職員から一般職非常勤職員への移行と同様の傾向が見られる。

【平成２６年通知（抄）】

・　臨時的任用職員については、任用可能な場合や任期に係る要件が地公法第22条※に明確に定められているところであり、任用に当たっては、こうした制度上の要件を再度確認すべきである。

※　臨時的任用職員については、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合において、６ヶ月を超えない期間で任用を行うことができる。

（単位：団体数）

区分	任用あり (d+e+g)		従前より通知に沿って対応済 a		通知後に見直しを実施済 b		今後予定あり c		合計 d=(a+b+c)		検討中 e		予定なし g	
都道府県(47)	45	100.0%	26	57.8%	1	2.2%	0	0.0%	27	60.0%	2	4.4%	16	35.6%
指定都市(20)	20	100.0%	10	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	10	50.0%	2	10.0%	8	40.0%
市区(792)	693	100.0%	231	33.3%	24	3.5%	2	0.3%	257	37.1%	60	8.7%	376	54.3%
町村(923)	718	100.0%	165	23.0%	13	1.8%	6	0.8%	184	25.6%	80	11.1%	454	63.2%
合計	1,476	100.0%	432	29.3%	38	2.6%	8	0.5%	478	32.4%	144	9.8%	854	57.9%

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査 （概要）⑦

３－２．任期付職員制度の活用（臨時・非常勤職員として任用していた職に任期付職員を任用）

○　通知を踏まえた対応については、予定なしが全体で７割強となっており、限定的。

【平成２６年通知（抄）】

・　現在、臨時・非常勤職員制度により対応している具体的な任用事例について、本格的な業務に従事することができ、かつ複数年にわたる任期設定が可能である場合には、任期付職員制度の活用についても検討すべきである。

（１）特別職非常勤職員の任期付職員への活用

（単位：団体数）

区分	任用あり (d+e+g)		従前より通知に沿って対応済 a		通知後に見直しを実施済 b		今後予定あり c		合計 d=(a+b+c)		検討中 e		予定なし g	
都道府県（47）	46	100.0%	12	26.1%	3	6.5%	0	0.0%	15	32.6%	8	17.4%	23	50.0%
指定都市（20）	20	100.0%	7	35.0%	1	5.0%	0	0.0%	8	40.0%	4	20.0%	8	40.0%
市区（792）	656	100.0%	103	15.7%	10	1.5%	1	0.2%	114	17.4%	70	10.7%	472	72.0%
町村（923）	443	100.0%	39	8.8%	6	1.4%	1	0.2%	46	10.4%	47	10.6%	350	79.0%
合計	1,165	100.0%	161	13.8%	20	1.7%	2	0.2%	183	15.7%	129	11.1%	853	73.2%

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査 （概要）⑧

（２）一般職非常勤職員からの任期付職員への活用

（単位：団体数）

区分	任用あり (d+e+g)		従前より通知に沿って対応済 a		通知後に見直しを実施済 b		今後予定あり c		合計 d=(a+b+c)		検討中 e		予定なし g	
都道府県（47）	23	100.0%	9	39.1%	0	0.0%	0	0.0%	9	39.1%	3	13.0%	11	47.8%
指定都市（20）	6	100.0%	2	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	33.3%	0	0.0%	4	66.7%
市区（792）	380	100.0%	81	21.3%	10	2.6%	2	0.5%	93	24.5%	36	9.5%	251	66.1%
町村（923）	388	100.0%	48	12.4%	4	1.0%	1	0.3%	53	13.7%	38	9.8%	297	76.5%
合計	797	100.0%	140	17.6%	14	1.8%	3	0.4%	157	19.7%	77	9.7%	563	70.6%

（３）臨時的任用職員からの任期付職員への活用

（単位：団体数）

区分	任用あり (d+e+g)		従前より通知に沿って対応済 a		通知後に見直しを実施済 b		今後予定あり c		合計 d=(a+b+c)		検討中 e		予定なし g	
都道府県（47）	45	100.0%	14	31.1%	0	0.0%	0	0.0%	14	31.1%	5	11.1%	26	57.8%
指定都市（20）	20	100.0%	10	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	10	50.0%	1	5.0%	9	45.0%
市区（792）	693	100.0%	128	18.5%	24	3.5%	0	0.0%	152	21.9%	77	11.1%	464	67.0%
町村（923）	718	100.0%	72	10.0%	12	1.7%	1	0.1%	85	11.8%	91	12.7%	542	75.5%
合計	1,476	100.0%	224	15.2%	36	2.4%	1	0.1%	261	17.7%	174	11.8%	1,041	70.5%

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査 （概要）⑨

３－３．採用時の勤務条件等の明示

○　通知を踏まえた対応については、ほとんどの団体が「対応済」または「今後予定あり」としている。

【平成２６年通知（抄）】

労働基準法第15条により、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないとされている。この場合において、

- 労働契約の期間に関する事項
- 就業の場所、従事すべき業務に関する事項
- 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇等に関する事項
- 賃金（退職手当及び臨時に支払われる賃金、賞与その他これらに準ずる賃金を除く。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項
- 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

については、書面の交付により行わなければならないこととされている。

地方公務員については、労働基準法が原則適用されるため、臨時・非常勤職員の任用手続の際には、上記の規定に留意し、勤務条件の明示が的確に行われているか、文書で示すべき事項を文書で示しているか改めて確認すべきである。

（単位：団体数）

区分	任用あり (d+e+g)		従前より通知に沿って対応済 a		通知後に見直しを実施済 b		今後予定あり c		合計 d=(a+b+c)		検討中 e		予定なし g	
特別職非常勤職員	1,165	100.0%	1,070	91.8%	33	2.8%	12	1.0%	1,115	95.7%	13	1.1%	37	3.2%
一般職非常勤職員	797	100.0%	732	91.8%	29	3.6%	4	0.5%	765	96.0%	9	1.1%	23	2.9%
臨時的任用職員	1,476	100.0%	1,368	92.7%	59	4.0%	12	0.8%	1,439	97.5%	9	0.6%	28	1.9%
合計	3,438	100.0%	3,170	92.2%	121	3.5%	28	0.8%	3,319	96.5%	31	0.9%	88	2.6%

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査 （概要）⑩

３－４．いわゆる空白期間の設定（※）の見直し

（※）新たな任期と前の任期との間に一定の期間を設けること。

○　全体の約半数が「対応済」または「今後予定あり」としているが、「予定なし」も４割程度存在している。

【平成２６年通知（抄）】

・再度の任用の場合であっても、新たな任期と前の任期の間に一定の期間を置くことを直接求める規定は地方公務員法をはじめとした関係法令において存在しない。任期については、任用されていない者が事実上業務に従事することのないよう、あくまで職員に従事させようとする業務の遂行に必要な期間を考慮して適切に定めることが必要である。

（単位：団体数）

区分	任用あり (d+e+g)		従前より通知に沿って対応済 a		通知後に見直しを実施済 b		今後予定あり c		合計 d=(a+b+c)		検討中 e		予定なし g	
特別職非常勤職員	1,165	100.0%	669	57.4%	21	1.8%	0	0.0%	690	59.2%	56	4.8%	419	36.0%
一般職非常勤職員	797	100.0%	418	52.4%	22	2.8%	1	0.1%	441	55.3%	40	5.0%	316	39.6%
臨時的任用職員	1,476	100.0%	684	46.3%	49	3.3%	4	0.3%	737	49.9%	139	9.4%	600	40.7%
合計	3,438	100.0%	1,771	51.5%	92	2.7%	5	0.1%	1,868	54.3%	235	6.8%	1,335	38.8%

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査 （概要）⑪

３－５．再度任用時の応募制限の見直し

○　全体の約６割が「対応済」または「今後予定あり」としているが、「予定なし」も３割程度存在している。

【平成２６年通知（抄）】

・募集にあたって、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきであり、均等な機会の付与の考え方を踏まえた適切な募集を行うことが求められる。

（単位：団体数）

区分	任用あり (d+e+g)		従前より通知に沿って対応済 a		通知後に見直しを実施済 b		今後予定あり c		合計 d=(a+b+c)		検討中 e		予定なし g	
特別職非常勤職員	1,165	100.0%	693	59.5%	23	2.0%	6	0.5%	722	62.0%	56	4.8%	387	33.2%
一般職非常勤職員	797	100.0%	478	60.0%	24	3.0%	3	0.4%	505	63.4%	44	5.5%	248	31.1%
臨時的任用職員	1,476	100.0%	865	58.6%	33	2.2%	3	0.2%	901	61.0%	91	6.2%	484	32.8%
合計	3,438	100.0%	2,036	59.2%	80	2.3%	12	0.3%	2,128	61.9%	191	5.6%	1,119	32.5%

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査 （概要）⑫

３－６．時間外勤務手当相当額の報酬の支給に関する規定の整備

○　全体の６割以上が「対応済」または「今後予定あり」としているが、「予定なし」も３割程度存在している。

【平成２６年通知（抄）】

・本来、非常勤職員については、勤務条件として明示された所定労働時間を超える勤務は想定されるものではないが、労働基準法が適用される非常勤職員に対して当該所定労働時間を超える勤務を命じた場合においては、当該勤務に対し、時間外勤務手当に相当する報酬を支給すべきものであることに留意が必要である。

（単位：団体数）

区分	任用あり (d+e+g)		従前より通知に沿って対応済 a		通知後に見直しを実施済 b		今後予定あり c		合計 d=(a+b+c)		検討中 e		予定なし g	
特別職非常勤職員	1,165	100.0%	558	47.9%	35	3.0%	2	0.2%	595	51.1%	75	6.4%	495	42.5%
一般職非常勤職員	797	100.0%	549	68.9%	30	3.8%	3	0.4%	582	73.0%	31	3.9%	184	23.1%
臨時的任用職員	1,476	100.0%	1,084	73.4%	29	2.0%	4	0.3%	1,117	75.7%	47	3.2%	312	21.1%
合計	3,438	100.0%	2,191	63.7%	94	2.7%	9	0.3%	2,294	66.7%	153	4.5%	991	28.8%

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査 （概要）⑬

３－７．通勤費用相当額の費用弁償の支給に関する規定の整備

○　全体の約７割が「対応済」または「今後予定あり」としているが、「予定なし」も３割弱存在している。

【平成２６年通知（抄）】

・非常勤の職員に対する通勤費用相当分については費用弁償として支給することができるものである。

（単位：団体数）

区分	任用あり (d+e+g)		従前より通知に沿って対応済 a		通知後に見直しを実施済 b		今後予定あり c		合計 d=(a+b+c)		検討中 e		予定なし g	
特別職非常勤職員	1,165	100.0%	647	55.5%	48	4.1%	6	0.5%	701	60.2%	100	8.6%	364	31.2%
一般職非常勤職員	797	100.0%	552	69.3%	40	5.0%	7	0.9%	599	75.2%	49	6.1%	149	18.7%
臨時的任用職員	1,476	100.0%	935	63.3%	74	5.0%	9	0.6%	1,018	69.0%	106	7.2%	352	23.8%
合計	3,438	100.0%	2,134	62.1%	162	4.7%	22	0.6%	2,318	67.4%	255	7.4%	865	25.2%

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査 （概要）⑭

３－８．国の非常勤職員との権衡等を考慮した休暇・休業の設定

○　「対応済」または「今後予定あり」としているのは全体の半数にとどまっている。

【平成２６年通知（抄）】
・臨時・非常勤職員のうち、労働基準法上の労働者に該当する者に係る勤務条件の設定にあたっては、最低労働基準である労働基準法の規定を踏まえて定めるべきである。
・地方公共団体の臨時・非常勤職員については、任用に係る制度や運用の実態が国とは異なることから、国の非常勤職員と全て同じ制度が適用されなければならないものではないが、給与以外の勤務条件の設定に際しては、国の非常勤職員について人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）に定められている休暇の対象者の範囲等も踏まえつつ、権衡を失しないよう努めるべきである。

（単位：団体数）

区分	任用あり (d+e+g)		従前より通知に沿って対応済 a		通知後に見直しを実施済 b		今後予定あり c		合計 d=(a+b+c)		検討中 e		予定なし g	
特別職非常勤職員	1,165	100.0%	497	42.7%	72	6.2%	10	0.9%	579	49.7%	157	13.5%	429	36.8%
一般職非常勤職員	797	100.0%	402	50.4%	62	7.8%	7	0.9%	471	59.1%	96	12.0%	230	28.9%
臨時的任用職員	1,476	100.0%	591	40.0%	116	7.9%	13	0.9%	720	48.8%	214	14.5%	542	36.7%
合計	3,438	100.0%	1,490	43.3%	250	7.3%	30	0.9%	1,770	51.5%	467	13.6%	1,201	34.9%

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査 （概要）⑮

３－９．社会保険及び労働保険の適用

○　ほぼ全ての団体が「対応済」または「今後予定あり」としている。

【平成２６年通知（抄）】

・臨時・非常勤職員のうち、地方公務員等共済組合法、地方公務員災害補償法及び退職手当に関する条例が適用されない者については、勤務形態に応じて、厚生年金及び健康保険並びに雇用保険及び労災保険の各法律に基づく適用要件に則った適切な対応が図られるべきであり、個々具体の任用例においていかなる適用状況となるかについて再度点検すべきである。これらの制度には、雇用期間や労働時間等に関し一定の要件が定められているところであり、要件に該当している場合には所定の手続を確実に行う必要があることに留意すべきである。

（単位：団体数）

区分	任用あり (d+e+g)		従前より通知に沿って対応済 a		通知後に見直しを実施済 b		今後予定あり c		合計 d=(a+b+c)		検討中 e		予定なし g	
特別職非常勤職員	1,165	100.0%	1,154	99.1%	8	0.7%	1	0.1%	1,163	99.8%	2	0.2%	0	0.0%
一般職非常勤職員	797	100.0%	791	99.2%	6	0.8%	0	0.0%	797	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
臨時的任用職員	1,476	100.0%	1,460	98.9%	15	1.0%	1	0.1%	1,476	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	3,438	100.0%	3,405	99.0%	29	0.8%	2	0.1%	3,436	99.9%	2	0.2%	0	0.0%